

仕 様 書

1 契約名

令和8年度第2期古紙類（旧光市地域）売買契約

2 内容

市が旧光市地域で収集した古紙類（新聞類・雑誌類・ダンボール類・その他紙類）を有償で売り払う。

売り払った古紙類は、古紙類の売払いを受けた者（以下「買受者」という。）により、再生のための資源として適切に処理されるものとする。

なお、買受者は、市が古紙類と併せて収集した古布類についても責任を持って処理するものとする。

3 期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

4 売払対象

古紙類（入札書は、古紙類1トン当たりの引取単価を記載するものとし、古布類は含まない。）

5 推定搬入量

古紙類約200トン。古布類約30トン。

ただし、この搬入量は、あくまでも推定であり、搬入量を保証するものではない。

6 引渡方法及び場所

市は、原則収集した古紙類及び古布類を現状のまま保管場所に搬入し、引き渡す。

7 保管場所

市内に1日の搬入量約30トンを収容できる保管場所を有し、かつ、市内の本社、支店又は営業所に計量器（古紙類等をトラックに積載したままで、正味重量の計量ができるもの）を有していること。

8 保管場所への搬入

保管場所への搬入は、「新聞類・古布類」、「雑誌類・ダンボール類・その他紙類」の2種類に分け、それぞれを塵芥収集車に積み込んで搬入する。

搬入量は、市と買受者双方の立会いのもと、買受者が保有する計量器にて計測し、計量伝票についてはその都度、市に提出するものとする。

9 売払代金の額及び納付方法

売払代金は、1トン当たりの引取単価に搬入量を乗じて得た額に消費税及び地方消費

税を加えた額とする。

売払代金の納付については、1 箇月分を取りまとめ、市が発行する納入通知書により定められた期限内に納付する。